

## 下呂市地域防災計画（火山災害対策）の修正について

### ●避難促進施設の追加について

- ・御嶽山火山防災協議会での統一基準に基づき、剣ヶ峰南西斜面の火口から概ね4km以内に位置し、火山噴火等による被害から登山者等が避難することができる施設「二の池ヒュッテ」を避難促進施設として位置付けます。

～第2編（一般対策編） 第1章（災害予防計画） 第11節（火山災害対策）～

### ●火山災害発生時等における措置に係る火山防災避難計画の準用について

- ・火山現象による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、住民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置は、下呂市地域防災計画に定めるところによることに加え、御嶽山火山防災避難計画に記載の内容を準用することを追記します。

～第2編（一般対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第13節（火山災害対策）～

### ●噴火警報等の伝達先の追加について

- ・気象庁が発表する噴火警報等を受理した場合の伝達先として、避難促進施設「二の池ヒュッテ」を追加します。

～第2編（一般対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第13節（火山災害対策）～

### ●火山災害発生時等における危険区域の見直しについて

- ・小坂口登山道の「仙人橋」（登山口から700m上部）が昨年6月の豪雨により流出したことから、登山ルート変更を行ったことに伴い、火山災害発生時等における危険範囲及び立入規制上の地点名称を変更します。

～第2編（一般対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第13節（火山災害対策）～

### ●救助に関する事項に係る火山防災避難計画の準用について

- ・活火山法第6条における該当事項のうち、救助に関する事項について、御嶽山火山防災避難計画に記載内容を準用することを追記します。

～第2編（一般対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第13節（火山災害対策）～

### ●誤記及び表現内容の修正

- ・路線別距離一覧表の路線名（県道名）を修正します。その他、上記変更に係る表現内容の修正を行います。

～第2編（一般対策編） 第1章（災害予防計画） 第11節（火山災害対策）～

～第2編（一般対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第13節（火山災害対策）～